

入札公告

公有財産の売買に係る契約について、次の実施要領のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年4月25日

黒滝村長 植田 忠三郎

農用トラクター（歩行型）売買 公募事後審査型一般競争入札（郵便入札）実施要領

（目的）

第1条 白きゅうり栽培等に使用していた農用トラクター（歩行型）であるが、事業が終了したため黒滝村では、有効活用をしていただける黒滝村に住民記録台帳を有する個人を対象に、農用トラクター（歩行型）を公募事後審査型一般競争入札（郵便入札）により売買する。

（対象物）

第2条 落札予定農用トラクター（歩行型）は下記のとおり各1台とする。

（1）



型 式 名		クボタ TRS60
機 体 寸 法	全 長 (mm)	1,480
	全 幅 (mm)	620
	全 高 (mm)	1,085
機体質量（重量） (kg)		85
エ ン ジ ン	種 類	空冷4サイクル OHVガソリンエンジン
	排 気 量 (cc)	169
	最大出力 (PS)	6.2
	使 用 燃 料	無鉛ガソリン
	燃料タンク容量(L)	2.5
	始 動 方 式	リコイル式
耕 う ん 幅 (mm)		550
予定価格（下限） ※消費税を含まない額		50,000 円

(2)



型 式 名		ラビット (マキタ) MKR300
機 体 寸 法	全 長 (mm)	1,140
	全 幅 (mm)	660
	全 高 (mm)	1,060
機体質量 (重量) (kg)		36
エ ン ジ ン	種 類	空冷4サイクル OHVガソリンエンジン
	排 気 量 (cc)	80
	最大出力 (PS)	2.4
	使 用 燃 料	無鉛ガソリン
	燃料タンク容量(L)	1.2
	始 動 方 式	リコイル式
耕 う ん 幅 (mm)		320/600
予 定 価 格 (下 限) ※消費税を含まない額		5,000 円

(郵便入札の手順)

第3条 郵便入札の手順は、次の各号に掲げる順に進める。

(1) 入札期限 令和7年5月13日(火)午後5時00分

(2) 入札方法 対象物毎に別紙の郵便入札書に必要事項を記入の上、下記の提出先へ郵送により提出すること。なお、2件ともに入札する場合は同封可とする。

【提出先】〒638-0292

黒滝郵便局留

「黒滝村総務課 宛」

※ 提出期間外に到着した入札書については無効となります。

※ 入札書の記載金額は円単位で記入して下さい。

※ 別紙の入札者心得を確認の上、誤脱等のないようにお願いします。

※ 役場に持参されても受付しません。

(3) 開札の日時：令和7年5月14日(水)午前10時00分から

(4) 開札の場所：黒滝村役場 1階会議室

(5) 開札立会人：開札は、入札執行事務に関係のない村職員を立会わせて行います。

※入札者は1者につき1名が開札を見学することができます。見学者名簿に氏名をご記入ください。(代理人でも可能です。その場合、委任状は不要です。)

(6) 落札基準 対象物毎の入札形式とし、入札予定価格を下限とし、有効な金額を入札書に記載した者のうち、最も高額な金額を記載した者を落札者とし、最も高額な金額を記載した者が2名以上の場合は、村長が定めるくじにより、後日、落札者を決定する。落札額は入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加えた額とする。

(4) その他 様式「黒滝村農用トラクター(歩行型)売買郵便入札書」の必要な方、また、事前視察を希望する方は黒滝村企画政策課にお申し出ください。ただし、役場執務時間内に限ら

せていただきます。

(落札者の公表)

第4条 落札者に対しては直ちに電話等にて落札が決定した旨を連絡し、追って落札者決定通知書を送付する。結果については、担当課窓口及び村ホームページで住所・氏名の公表を行い、その他の入札者全員に電話等にて結果を連絡する。(封筒記載の連絡先番号に電話します)

(入札の条件、注意事項)

第5条 入札の条件及び注意事項を下記により定める。

(1) 入札者：入札日現在で黒滝村内に住所を有する満18歳以上の個人で、村税及び村使用料等の滞納がない者で、暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者。

※転売及び不正な行為を目的とした入札者には落札決定等の手続きは行わない。

※落札決定後に村住民生活課に住民記録台帳記載事項及び滞納がない事実の照会審査を実施する。条件を満たさない場合は、落札決定を取り消し、次点の者を落札者として決定する。入札者は本条件を承諾、遵守した上で入札すること。

※黒滝村暴力団排除条例及び黒滝村物品購入等暴力団排除措置要綱に基づき、関係機関への調査照会を実施する。

(2) 引渡は公有財産売買契約を締結後、2週間以内とし、事前に納付を完了する事。

(3) 引渡場所は黒滝村企画政策課(奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地)とし、配達依頼等には対応しない。

(4) 廃棄には、専門業者への委託が必要であり、費用は落札先の負担となる。

(5) 入札予定農用トラクター(歩行型)は、長期間使用せずに放置されていた機具であり、動作を保証するものではないので、承諾のうえ応札すること。また、使用に当たって必要なメンテナンスは、落札先の負担となる。

(6) 公有財産売買契約は落札者と黒滝村企画政策課が協議の上、落札後5日以内(休日を除く)に契約を締結する。契約書書式は別途例示するものとし、契約額は落札額とする。

(7) 落札者は、公有財産売買契約に基づき、指定期日までに黒滝村総務課会計室で現金納付すること。その際に発行される領収書を、物品譲渡時に係員へ提示する事。

(8) 入札手続き執行中、又は、入札時において、入札者が1者のみの場合についても、有効な入札として取扱います。その他、入札執行者が必要と認めるときは、これを延期し、中止又は取り消すことができます。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、郵便入札に必要な事項は、黒滝村郵便入札執行要領(平成27年要領第3号)による。

(1) 入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金は免除とする。

(3) 郵便入札の作成、提出及び契約等に要する費用は、入札者の負担とする。

(4) 提出された入札書及び契約に関する書類は返却しない。

(5) 提出期限後における入札書及び契約に関する書類の差し替え及び再提出を認めない。これらの書類について虚偽の記載をし、転売及びその他不正な行為をした場合は、取締機関への通報やその他の措置を講ずることがある。

(6) 提出された入札書及び契約に関する書類の内容は、申請者に無断で使用しない。ただし、開示請求があったときは、個人の地位を害すると認められるものなど不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(7) 質疑及び入札を担当する部課等の名称、所在地

〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地 黒滝村役場 総務課入札係

(電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569、MAIL kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp)

(8) 契約・事業担当課：企画政策課

附 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 この要領は、第3条の落札者決定を行い、その目的を達成したときその効力を失う。